

第2号様式（第6条第1項）

会議開催案内

令和7年度第4回浦安市公民館運営審議会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

令和8年3月10日

浦安市公民館運営審議会
委員長 佐藤 克文

1 開催日時

令和8年3月17日（火） 午後2時から

2 開催場所

高洲公民館 2階 研修室

3 議題

（1）報告事項

公民館主催事業実施状況（4月～12月）実施状況

（2）審議事項

公民館主催事業開催計画について

（3）その他

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

（1）傍聴希望者は、1の開催予定時刻の5分前までに会場にお越しくください。会場で受付を行います。

（2）受付開始時間は、当日午後1時50分からです。

（3）傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 問い合わせ先

浦安市役所生涯学習部高洲公民館

電話 047-304-0313

第3号様式（第7条第6項）

傍聴要領

浦安市公民館運営審議会
委員長 佐藤 克文

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の5分前までに、会場受付で氏名を記入し、事務局の指示に従い会場に入場してください。
- (2) 議題に入った後の入場はできません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、委員長及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長及び事務局の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。